

新潟市建設工事総合評価アドバイザー制度運営要領

（趣旨）

第1条 この要領は、新潟市建設工事総合評価方式試行要領（以下「試行要領」という。）の規定に基づき、新潟市建設工事総合評価アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の制度運営等に関して必要な事項を定める。

（アドバイザーの意見）

第2条 アドバイザーは、総合評価方式における落札者決定基準、技術資料、落札者の決定等について意見を述べる。

- 2 前項の意見を聴く対象が土木工事の場合は土木担当アドバイザーが、対象が建築工事の場合は建築担当アドバイザーが意見を述べる。ただし、対象が土木及び建築工事に共通する評価項目、評価基準等の場合は、土木及び建築担当アドバイザーの両者が意見を述べる。
- 3 担当アドバイザーの不慮の欠員、長期不在等のやむを得ない理由により意見を聴くことが困難な場合は、他の担当アドバイザーが意見を述べることができる。

（アドバイザーの選任及び任期等）

第3条 アドバイザーは、学識経験を有し、公正中立の立場で客観的に意見を述べることができる者のうちから、市長が選任する。

- 2 アドバイザーの定数は、土木担当アドバイザー、建築担当アドバイザーそれぞれ2名以上とする。
- 3 アドバイザーの任期は、選任の日から当該選任の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任することができる。

（会議）

第4条 市長は、必要に応じ会議を開催し、アドバイザーに意見照会を行う。

- 2 前項における意見照会は、対面で行うことを基本とするが、アドバイザーの了承を得た場合は、電子メール等の送受により行うことができる。
- 3 会議は、非公開で行う。

（秘密を守る義務）

第5条 アドバイザーは、前条の会議等で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（事務局）

第6条 アドバイザーの制度運営に当たり、事務局を都市政策部技術管理課に置く。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、アドバイザーの制度運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

本要領は、平成18年7月18日から適用する。

附 則

本要領は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本要領は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本要領は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本要領は、平成 30 年 4 月 23 日から適用する。

附 則

本要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。